

第7章（障害者基本法）

【障害者基本法の一部を改正する法律】

下山憲治

今回の障害者基本法改正は、昭和45年に議員立法によって心身障害者対策基本法として成立した後、閣法としてはじめての大幅改正である。平成21年12月、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法令の整備と、平成16年改正時における障害者基本法附則第3条の検討規定を踏まえ、障がい者制度改革推進会議の意見により、定義や各種支援、制度改革推進体制等について抜本的な改正が必要となった、そのうち組織については、都道府県・政令指定都市では地方障害者施策推進協議会が設置されているが、その名称等の変更が必要となる。併せて、市町村における審議会は設置条例の制定が義務付けられた。市町村では、その半数弱で協議会が設置されているに過ぎず、新たな条例制定と障害者計画の策定を必要とする市町村が多い。また、同協議会の障害者比率をどのように設定するのが課題となる。

1 制度の沿革

障害者基本法は、昭和45年に議員立法によって心身障害者対策基本法として成立した後、平成5年に現行法の名称に改められ、障害者の自立と社会・経済・文化等あらゆる分野への参加促進を目的に加えるなどの改正が行われてきた。平成16年には、何人も障害者を理由として障害者を差別することその他の権利利益を侵害してはならない旨が基本理念として示された。今般の改正は、議員立法ではなく、閣法としてはじめての大幅改正となる。

平成21年12月、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法令の整備が必要となるとともに、平成16年改正時における障害者基本法附則第3条の検討規定を踏まえ、障がい者制度改革推進会議の意見により同法の抜本改正や制度改革推進体制に関する法案作成が求められた。

2 審議会等における検討

平成20年6月以降、障害者施策推進本部障害者施策推進課長会議、中央障害者施策推進協議会等による審議が進められ、平成21年12月、新連立政権下において、manifestoに掲げた障がい者制度改革推進本部が設置（内閣）された。そして、同月、障がい者制度改革推進本部第1回本部会議において、障害者制度改革推進会議の設置が決定され、平成22年6月、障害者制度改革推進会議「障害者制度改革の推進のための基本的な方法（第一次意見）」が取りまとめられた。

（1）障害者制度改革推進会議「障害者制度改革の推進のための基本的な方法（第1次意見）」

このとりまとめでは、まず、「日本の障害者に関連する法制度は日本国憲法が保障する社会権を基盤としながら順次整備されてきたが、自由権を基盤とする権利を保障する法律は皆無に

近い。その結果、社会権を基盤とするサービスは自由権的基盤を有しない無権利性と、自由権そのものを侵害しかねない一般社会からの排除ないし隔離的傾向をもたらしている。障害者権利条約の視点に立ち、自由権と社会権を二分する枠組みを越え、市民との実質的な平等を基礎とした人権法に向けたパラダイムの転換が求められ、「そうしたパラダイムの転換があつてこそ、社会権を基盤とするサービスも真に障害者のニーズに基づく形で提供されるようになるとともに、その充実にもつながる。福祉・医療・教育などの社会権の実現は、依然として自己責任や家族依存の色彩を強く残し、質的にも量的にも不十分である。今後は障害児・者が個人として尊重され、差別なく平等に地域社会の一員であることを認められることが政策目標とされなければならない」ことを確認する。そして、障害者権利条約は、障害関連の政策決定過程に障害者自身の参画を求めているものの、日本は、2007年9月に条約に署名したが締結には至っておらず、同条約の締結に必要な国内法の整備が必要となった。

そして、障害者制度改革の基本的考え方として、①「権利の主体」である社会の一員、②「差別」のない社会づくり、③「社会モデル」的観点（障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずるものである）からの新たな位置付け、④「地域生活」を可能とするための支援、⑤「共生社会」の実現をあげ、障害者基本法の改正のほか、「障害を理由とする差別の禁止法」（仮称）や「障害者総合福祉法」（仮称）等の制定・改正などを提案している。

障害者基本法の抜本改正については、「障害者基本法は、もともと心身障害者対策基本法を出発点としており、改正後も障害者施策の基本を定めるという枠組みを出るものではない」。「しかし、障害者権利条約で示された障害者の人権の確保のためには、締約国の義務履行を担保する受け皿として、障害者基本法を抜本改正して社会権や自由権を実現するための基本法として位置付け、障害者の人権を確保するための諸施策を規定すべきである」として、具体的には、「制度の谷間を生まない包括的な障害の定義、合理的配慮を提供しないことが差別であることを含む差別の定義、手話及びその他の非音声言語が言語であること、障害ゆえに侵されやすい基本的人権などを総則で確認」すること、「人権の確保、障害のある女性が複合的差別を受けやすい状況、及び、障害のある子どもが自らその権利を確保することに困難を抱えている状況に配慮するといった観点から、既存の諸施策に関する規定」の見直し、「政治参加や国際協力等の現行法の規定にない施策分野について新たな規定」の追加、改革期間終了後の「障害者権利条約の実施状況の監視を始めとした次の機能を担う審議会組織をいわゆるモニタリング機関として法的に位置付けること」を検討すべきであるとした。

このとりまとめを受け、平成22年6月29日、内閣は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、障害者基本法について、第1次意見に沿って、平成23年常会への法案提出、障害を理由とする差別の禁止に関する法律案の25年通常国会提出、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、個々のニーズに基づく地域生活支援体系の整備等を内容とする障害者総合福祉法（仮称）の24年通常国会への提出を目指すこととし

た。

(2) 障害者制度推進会議「障害者制度改革推進のための第二次意見」

平成22年12月、第1次意見において指摘された障害者基本法の抜本改正は、「第二次意見」の内容を踏まえて、政府において、平成23年の通常国会に法案を提出することが予定された。

第2次意見では、「基本法が単に既存の施策のリストに終わることなく、真に障害者施策をリードしていくため」、①「障害に基づく差異を否定的な評価の対象としてではなく人間の多様性の一つとして尊重し、相互に分け隔てられることなく個性と人格を認め合うインクルーシブな社会の構築を基本法の目的に組み込むこと」、②「基本法が依って立つ障害概念を転換したうえで、差別禁止も含め、障害者に認められるべき基本的な人権を確認し、各種施策が人権確保のために国や地方公共団体の責務を定めるものであるとの位置付けを与えること」、そして、③「障害者に関連する政策決定過程に障害者が参画する重要性にかんがみて、障害者に関する施策の実施状況を監視する権能を担う機関を創設すること」など改正の趣旨・目的を踏まえ、改正基本法には前文を規定すべきであるとした。

そして、基本法に盛り込むべき観点として、次のような指摘をしている。

1. 総則関係

1) 目的

「すべての障害者が基本的人権の享有主体であること及びこの権利の実現のためには自立と社会参加を保障するための支援が必要であること。

・障害のない人との格差、及び障害者間の種別・程度による制度間格差をなくすと共に、各障害の独自の障害特性やニーズにも配慮することによって、すべての障害者に障害のない人と平等の権利を保障すること。

・障害の有無にかかわらず、何人も分け隔てられることのない、インクルーシブな社会が日本の目指すべき社会であること及び国はこの社会の形成に向けて合理的配慮や必要な支援が充足されるよう、政策を実施する責務があること。

・現行基本法の第1条(目的)は、本意見書「I-1.障害者基本法改正の趣旨・目的」の観点を踏まえて修正し、「福祉を増進する」という表記は用いないこと。」

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者が、障害のない人と等しく、基本的人権の享有主体であることを確認し、そのことを前提として障害者基本法の目的を改正すること。

○障害の有無にかかわらず、国民が分け隔てられることなく相互に個性と人格を尊重する社会を実現するために、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて必要な施策を推進する旨を障害者基本法の目的に加えること。

○障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

2) 定義

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

・障害の定義は、制度に基づく支援を必要としながらもその対象から除外される障害者、いわゆる「制度の谷間」を生まない包括的なものとし、個人の心身の機能の損傷と社会との関係において社会的不利益を発生するという視点を明らかにし、更に、周期的に変調する状態等も含みうるものとする。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害の定義は、「社会モデル」の考え方を踏まえたものとするとともに、周期的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける場合も含まれるような包括的で幅広いものとする。

3) 基本理念

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

・現行法の規定に加えて、障害者が基本的人権の享有主体であることを確認すること。

・地域社会で生活する権利を確認するとともに、その実現に向けた施策の具体化のための措置をとること。

・障害者が必要とする支援を受けながら、自己決定を行えることが保障されること。

・障害者のあらゆる生活分野において、情報へのアクセスを確保する施策を促進すること。

・言語には音声言語とともに手話等の非音声言語が含まれることを確認し、必要な言語の使用及びコミ

コミュニケーション手段の利用が保障されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○すべて障害者は障害のない人と等しく基本的人権の享有主体として個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

○障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を有することを確認すること。

○すべて障害者は必要とする支援を受けながら、自ら下した決定に基づき、社会を構成する一員として様々な分野の活動に参加する権利を有することを確認すること。

○手話等の非音声言語が言語であることを確認し、障害者が、必要な言語を使用し、必要なコミュニケーション手段を利用するという障害者権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」を有することを確認すること。

4) 差別の禁止

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

・法の下での平等のもとで障害に基づく差別が禁止されること。

・差別の定義において、直接差別のみならず、間接差別も含むものとし、更に合理的配慮を提供しない場合も差別であることを明らかにすること。

・障害者権利条約を踏まえて、合理的配慮の定義を設けること。

・障害に基づく差別を禁止する法制度を整備すること。

・障害者にかかる啓発、相談、研修等の分野において、差別問題、特に複合差別についての視点を踏まえて施策が行われること。

・差別の実態を明らかにし、その防止に向けた理解の普及啓発を図るため、国は事例の収集、整理、及び提供を行うこと。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者権利条約における直接または間接的な差別や合理的配慮の定義を踏まえ、障害に基づく差別に係る規定を見直すこと。

○国は、障害に基づく差別の実態を明らかにし、その防止に関する普及啓発を図るため、差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供を行うものとする。

5) 障害のある女性

基本法には、男女共同参画社会基本法の趣旨も踏まえ、次の観点を盛り込むべきである。

・日本が女子差別撤廃条約を締結したことを政策に反映すべく、障害のある女性が、性の違いに基づくあらゆる区別、排除又は制限を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享受する権利を行使できるようあらゆる施策を講ずること。

・障害のある女性が、家庭の内外で暴力の犠牲になりやすい存在であること、すべての女性が当然享受できるはずの性と生殖の権利を認められなかった過去の歴史等、不当に取り扱われてきた事実を受け止め、障害のある女性の性と生殖に係る人権が、侵されないよう、最大限の注意を払わなければならないこと。

・障害のある女性が複合的な差別を受けていることを施策上の重要課題に位置付け、障害のある女性の完全な発展、地位の向上、及びエンパワーメントの確保に必要な措置を講ずること。

・基本的施策において示される各領域の施策は、障害のある女性の権利を確保することを考え方の基本として踏まえつつ実施されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれている状況に十分に配慮しつつ、その権利を擁護するために必要な施策を講ずること。

6) 障害のある子ども

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

・障害のある子どもは、障害のない子どもと等しく、すべての権利が保障されること。

・障害のある子どもの施策は、一般の児童施策において取組まれ、個人に必要な合理的配慮と必要な支援を講ずること。

・障害のある子どもは、意見を表明するための支援を受けつつ、自己にかかわる事項について意見を表明する権利があることを確認すること。

・障害のある子どもにかかわる判断や決定について、その最善の利益が考慮されなければならないが、第一次的責任と権限を有する保護者及び親権者を含むすべての関係者・関係機関は、障害のある子どもが表明した意見を最大限尊重して判断や決定をなすべきであること。

・家族に過度な負担や責任を求めること等により、障害のある子どもが家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取扱いを受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその家族に対する支援を講ずること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害のある子どもが障害のない子どもと等しく児童の権利条約等で認められている「意見表明権」を含む人権が認められ、一人の子どもとして尊重され、地域社会において必要な支援が提供されるとともに、その保護者等に対しても必要な支援が提供されるための施策を講ずること。

7) 国及び地方公共団体の責務

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者が地域社会で自立した生活を営む権利を保障し、並びに障害者間の制度的格差をなくすための措置を講ずる責務を有すること。
- ・障害に基づくあらゆる差別を禁止し、防止するために容易に合理的配慮を提供できるための支援を含め必要な施策を講ずる責務を有すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を保障し、地域生活と社会参加に必要な支援を講ずるとともに、容易に合理的配慮を提供できるための支援を含め障害に基づく差別を防止する責務を有すること。

○障害の種別や程度に基づく不合理な制度的な格差を無くす責務を有すること。

○障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

8) 国民の理解・責務

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者を含むすべての人が、障害と障害者に関する理解の上で、相互に権利を尊重する責務があることを確認するとともに、障害者は庇護されるべき対象であるとの誤解を受けかねない「障害者の福祉の増進に協力しよう」との表現は避けること。
- ・事業者等の責務を明らかにすること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する国民の理解を深めるために必要な施策を講ずること。

○国民は、障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重しなければならないこと。

○障害者は庇護される対象であるかのような誤解を招く表現は用いないこと。

○事業者等は、障害者が障害のない人と共に同じ社会の一員であることを踏まえ、合理的配慮等により、その事業活動が障害者にも等しく及ぶことを認識し、障害者の権利の実現とその地位の向上に寄与するよう努めるものとする。

9) 国際的協調

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者の尊厳の尊重及び権利の確保に資する観点から国際的協調の下で障害者施策が進められること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者に関する施策は、障害者の尊厳の尊重及び権利の確保に資する観点から、国際的協調の下に行われなければならないこと。

10) 障害者週間

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者週間の目的を表わすにあたって「障害者の福祉」や「積極的に参加する意欲を高める」といった表現をさけ、社会の在り方の問題を踏まえて、より一層の社会参加を図るといったことが理解できるような表現とすること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者の社会参加を促進する観点から障害者週間を位置づけ、障害者の団体を始めとする民間団体等の参画を得るとともに、障害者は庇護される対象であるかのような誤解を招く表現は用いないこと。

11) 施策の基本方針

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者に関する施策は、障害者の自立、社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関の効果的な連携の下で、総合的に策定され、実施されること。

・障害者に関する施策は、障害の特性や状態に必要な配慮をしつつ障害者の選択した生活形態や環境において必要な支援が受けられるよう「社会モデル」の視点の判断がなされるべきである。

・したがって、障害の種別・程度の違いにより、支援が受けられないなどの制度的な格差や制度の谷間が生ずることのないよう実施される必要があるとともに、障害者の選択と自己決定（支援された自己決定を含む）が十分に尊重され、障害者が地域において、切れ目のない支援を受けながら自立した地域生活を営む権利が保障されるものでなければならないこと。

・障害者に関する施策は、その施策の策定と実施のプロセスに対して、可能な限り障害者及び関係者が過半数を占める委員会を設置するなど、当該意見が尊重されるようにすること。

・障害者に関する施策は、障害者の生活実態に関する調査を一般国民と比較可能な形でを行い、これを踏まえて策定され、実施されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自立及び社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から行うものとし、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮するとともに、それぞれの障害者の選択した生活形態や環境を含む生活の実態やその困難さに基づいて必要な支援の提供が計画、

- 実施されなければならないこと。
- 障害者への必要な支援等、障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ必要な施策が講じられなければならないこと。
- 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害者及び関係者の意見を聴き、当該意見が可能な限り尊重されなければならないこと。
- 障害者を福祉施策の客体としてのみとらえているという印象を与える表現は用いないこと。

12) その他

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者及び関係者の参画を得て、障害者のための施策に関する基本的な計画（国にあっては障害者基本計画、地方公共団体にあっては都道府県又は市町村障害者計画）を策定すること。
- 国は、障害者基本法の目的を達成するために、差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を講ずること。
- 国は、障害者の状況及び障害者のために講じた施策等の概況に関する報告書を毎年国会に提出すること。

2. 基本的施策関係

1) 地域生活

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者の生活を支える支援は、障害者手帳の有無にかかわらず、支援を必要とするあらゆる障害者に提供されること。
- ・支援の支給決定に当たっては、本人の選択しようとする生活に困難をもたらす障壁を除去するために必要な支援を本人との協議調整を経る仕組みとすること。
- ・支援は、就労が困難な者を対象とした生産的活動や創作・趣味活動の場等を含む福祉施策の分野にとどまらず、家庭、学校、職場、その他の社会生活における幅広い分野においても適切な形で、しかも、本人の必要に応じて切れ目なく提供されること。
- ・地域移行に向けて、通常の生活形態である自宅や賃貸住宅等における生活支援や24時間の介助、グループホームやケアホーム等の地域社会における生活を可能とする多様な選択肢が確保されなければならないこと。また、その際、障害者の選択が強要又は強制されることがあってはならず、いったん選択した後に、再度その選択を見直すことが妨げられてはならないこと。
- ・障害者の地域における生活を実現するために家族支援を行うこと。
- ・障害者の地域移行を計画的に進めることとし、そのための住居の整備を計画的に推進すること。
- ・利用者負担に関して、仮に負担が求められる場合でも、定率負担とすることなく、本人の所得を基礎としたものとする。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が地域社会において生活する権利を実現する上で必要とする支援が制度の谷間なく、かつ障害者の様々な日常生活や活動において、自らの必要に応じて提供されるよう、多様な選択肢の確保を含む必要な施策を講ずるとともに、障害者の地域移行を計画的に推進すること。
- その際、家族に対する支援も含め、専ら家族に依存することがないようにするための必要な措置を講ずること。
- 利用者負担に関して、仮に負担が求められる場合でも、定率負担とすることなく、また本人の所得を基礎とすること。

2) 労働及び雇用

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・労働施策と福祉施策を一体的に展開する仕組みを整備することにより、可能なかぎり障害者が障害のない人と平等に一般労働法規の適用が受けられるようにするとともに、生計の維持可能な賃金の確保等のために必要な支援を受けられるようにすること。
- ・働く場での合理的配慮及び必要な支援として、障害に応じた職場環境と労働条件の整備、ジョブコーチや介助者等の人的支援の配置、コミュニケーション支援等の支援を受けられるようにすることにより、障害者が障害のない人と平等に雇用され、働くことができるようにすること。
- ・障害者の求職、昇進及び復職に関し必要な措置を講ずること。
- ・障害者雇用義務の対象を知的障害、身体障害から、他のあらゆる種別の障害に拡大するとともに、職業上の困難さに着目した障害認定を行うために必要な措置を講ずること。
- ・障害者が障害のない人と平等に、職業紹介等のサービスを利用できるようにすること。
- ・障害者に対し、障害のない人と平等に多様な就業の場が整備され、また生計を立てうる適切な仕事が安定的に確保される仕組みが整備されること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 労働施策と福祉施策を一体的に展開し、働くことを希望するすべての障害者が合理的配慮及び必要な支援を受けることにより、障害のない人と平等に労働者としての権利が守られ、生計を立て得る収入が得られるとともに、働く機会が確保されるよう、必要な施策を講ずること。
- 障害者が障害のない人と平等に生計を立てる機会を安定的に確保できるよう、自営も含め多様な就業

の場を創出するとともに、仕事等の確保も含む必要な施策を講ずること。

- 障害者雇用義務の対象を身体障害、知的障害から、他のあらゆる種別の障害に拡大するとともに、職業上の困難さに着目した障害認定を行うために必要な措置を講ずること。

3) 教育

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。
- ・「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、障害の種別と程度によって就学先が決定されることを許容し、インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため表現を改めること。
- ・障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。
- ・本人・保護者の意に反して、地域社会での学びの機会を奪われることのないようにすること。
- ・学校設置者は、当該障害者に必要な合理的配慮を提供することはもとより、追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること。
- ・インクルーシブな教育の原則を踏まえ、子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にするように交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。
- 障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。
- 就学先の決定に際し、本人・保護者の意に反して決定がなされないことを原則とすること。
- 障害のある子どもの個別のニーズに的確にこたえるため、合理的配慮や必要な支援が提供されるために必要な施策を講ずること。

4) 健康、医療

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・十分な説明を受けた上で、自由な意思に基づく同意・選択によって障害に基づく差別なしに必要な医療が受けられること。
- ・医療及び医療的ケアの必要性が高い重症心身障害者や重度障害者等が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、日常生活、社会生活の場において訪問医療等の必要な医療や生活支援サービスが提供されること。
- ・日常生活における医療的ケアが、介助者等によっても行える体制の整備がなされること。難病その他の疾患等により支援の必要な状態にある人には、身近なところで専門性のある医療が提供されるとともに、地域社会で自立した生活を営むために必要なサービスが提供されること。
- ・障害原因の軽減や根本治療についての再生医療に関する研究開発の推進が図れるよう必要な措置を取ること。
- ・難病等についての調査研究の推進がなされること。
- ・人権尊重の観点を踏まえた適切な精神医療の体制整備が図られること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者の人権を確保しつつ、必要な医療が提供されるために必要な施策を講ずること。
- 障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、日常生活における可能な限り身近なところで必要な医療や支援サービスが提供されるために必要な施策を講ずること。
- 障害の原因となる難病等の治療や症状の軽減に係る調査及び研究を推進すること。

5) 障害原因の予防

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・「障害の予防」という表現は使用しないこと。
 - ・障害の原因となる疾病に対する予防対策は、一般公衆衛生施策の中で位置付けられて行われること。
- (基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)
- 障害に対する否定的な考え方を前提とする表現は用いないこと。
 - 障害の原因の予防のための施策は、公衆衛生又は医療に係る施策の一環として講ずること。

6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・すべての精神障害者が強制的な入院を受けることなく、地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営む権利があることを確認し、その実現のため、国及び地方公共団体は、入院によらない医療の提供を含め、必要な生活支援のための施策を講ずるとともに、精神病床数が必要最小限となるよう計画的な削減を促進すべきであること。

- ・自らの判断と選択による精神医療の利用が基本であるとともに、例外的に非自発的な医療が行われる場合には、基本的人権を尊重する観点に基づき、厳密で適正な手続が確保されること。
- ・これと並行して、国は、保護者制度について見直し、これに代わる公的機関の関与する制度とすることを含め、適正な手続を確保するための制度を整備すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 精神障害者の社会的入院を解消し、強制的措置を可能な限り無くすため、精神病床数の削減その他地域移行に関する措置を計画的に推進し、家族に特別に加重された責任を負わせることなく、地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を送れるよう通院及び在宅医療のための体制整備を含め必要な施策を講ずること。
- 障害者に対する非自発的な入院その他の本人の意思に基づかない隔離拘束を伴う例外的な医療の提供に際しては、基本的人権の尊重の観点に基づき、当該医療を受ける障害者に対して、障害のない人との平等を基礎とした実効性のある適正手続を保障する制度を整備すること。

7) 相談等

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる体制を整備し、相談の場面では、本人中心の支援がされ、障害者の求めに応じ必要なコミュニケーション手段を提供すること。
- ・障害者・家族が相談業務を担う機会を増やすために必要な措置を講ずること。
- ・相談業務を担う者に対し、障害についての知識、障害者に対する差別に関する知識、障害のある女性、子ども、重度障害者が複合的な差別を受ける立場にあることについての理解等、人権について研修を行うこと。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者が必要なコミュニケーション手段の提供を受けながら身近な地域で相談することができるための施策を講ずること。
- 障害者に対する人権侵害に関する事項を含む多様な相談が適切に行われるよう相談体制の整備を図り、障害者自身又は家族による相談やそれ以外の者による相談等、相談を行う者に対する必要な研修等を行い、制度に位置づけること。

8) 住宅

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者の地域社会での生活を可能とするため、公営住宅施策においては、障害者の地域移行を促進し、また重度の障害者も含め、障害者の居住に適した住宅の提供という観点から計画的に整備し、民間住宅政策においては、民間賃貸住宅への入居の円滑化を促進するとともに、居住可能な住宅建設や容易に利用するうえで必要となる支援の措置を採るという観点から、総合的な住宅施策をとること。

(政府に求める今後の取組に関する意見)

- 障害者の個々のニーズに応じた住宅を確保するため、公営住宅を含めた賃貸住宅等が的確に供給されるよう、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。
- 住宅のバリアフリー化を促進するための支援策について検討を行い、平成 24 年内を目途に結論を得る。
- 公的な家賃債務保証制度を利用しやすくするための具体的方策や、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会が有効に活用されるための具体的方策について検討し、平成 24 年内を目途に結論を得る。
- 民間賃貸住宅の利用に当たり生じ得る障害に基づく入居拒否の問題への対処を含め、障害者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、必要な支援について、差別禁止部会での議論を踏まえて検討し、平成 24 年度内を目途に結論を得る。
- グループホーム等の建設に際し、地域住民との間において生ずるトラブルへの対応については、差別禁止部会における議論も踏まえつつ検討し、平成 24 年度内を目途に結論を得る。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- 障害者の地域移行を促進し、地域社会における生活を実現するため、様々な障害者自らの必要に応じた住宅を確保するために必要な施策を講ずること。

9) ユニバーサルデザインと技術開発

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・製品、環境、計画及びサービスの設計等に当たっては、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるようにすること。
- ・同時に、特定のニーズに応じ、又は生活上の障壁となるものを除去するため、障害者のニーズを調査研究し、世界の技術開発の成果をも取り入れた障害者の支援機器の普及、技術開発について、必要な措置を講ずること。
- ・障害当事者が規格策定や評価に関与できる社会的仕組みを設け、障害者の意見を踏まえたものとする

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

- ユニバーサルデザインの理念があらゆる施策に反映されるようにすること。

- 障害者が自立した日常生活や社会参加を行うために必要な福祉用具等の研究開発や普及のために必要な施策を講ずること。
- 10) 公共施設のバリアフリー化と交通・移動の確保
基本法には次の観点を盛り込むべきである。
- ・地域間格差の実情を踏まえ、切れ目のない交通・移動手段を確保するという観点から、地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進をより一層計画的に推進すること。
 - ・国及び地方公共団体における公共施設、交通機関等の整備に関する計画の策定にあたっては、障害者の参画と意見を尊重し、当事者のニーズを適切に踏まえたものとする。
 - ・合理的配慮を確保するために必要な施策を実施すること。
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)
- 切れ目のない交通・移動手段を確保する観点から、障害者のニーズを踏まえ、大都市部のみならず地方部においてもバリアフリー化を計画的に推進するとともに、適切な接遇や合理的配慮を確保するために必要な施策を実施すること。
- 11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障
基本法には次の観点を盛り込むべきである。
- ・障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、様々な情報へのアクセス、自らが必要とする言語の使用、及び多様なコミュニケーション手段の使用が保障される権利を有することを確認し、それを実現するために必要な措置を講ずること。
 - ・災害時において、障害の特性に対応した伝達手段による緊急連絡等の必要な支援を障害者に提供及び相互に連絡できるよう必要な施策を講ずること。
 - ・事業者が障害者に障害のない人と同等の情報を提供できるよう、必要な施策を講ずること。
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)
- 障害者が様々な情報にアクセスし、また自ら必要とする言語を使用し、更に多様なコミュニケーション手段を利用することができるよう必要な施策を講ずること。
- 災害情報の提供に当たっては、障害者の特性に配慮した伝達手段が提供されるよう必要な施策を講ずること。
- 12) 文化・スポーツ
基本法には次の観点を盛り込むべきである。
- ・障害者は、文化、スポーツ、レクリエーション、余暇に参加し、これに貢献し、これらを楽しむ権利があることを確認すること。
 - ・障害者は文化的意欲が乏しいので意欲を喚起させなければならないとの誤解を招きかねない現行の「障害者に文化的意欲を起こさせ」という表現は用いないこととし、障害者が文化を創造し、貢献する主体であることを前提にした表現を用いること。
(政府に求める今後の取組に関する意見)
- 障害者が芸術・文化活動をする際に必要な配慮や支援等が提供されるための環境整備を図るための具体的方策を検討し、平成23年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者スポーツ振興のために必要な環境整備を図るとともに、障害者スポーツの指導者の育成等の在り方について検討し、平成23年度内を目途にその結論を得る。
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)
- 障害者が文化・スポーツ等の分野において様々な活動を行うことができるようにするために必要な施策を講ずること。
- 文化・スポーツ等の分野において、障害者は庇護の対象であるかのような誤解を招く表現は用いないこと。
- 13) 所得保障
基本法には次の観点を盛り込むべきである。
- ・地域社会で生活するに足る所得保障の一環として、稼働所得の不足分を補えるような年金、手当施策が行われること。
 - ・地域社会で生活するに足る所得保障の一環として、無年金障害者の救済を含みうる形で、現行規定の手当等の施策が行われること。
 - ・障害者の自立支援の観点から、障害の種別・程度にかかわらず障害者の置かれた生活実態に基づいて、障害者及び障害者を介助する親族の経済的負担の軽減を図るため、有効な税制上の措置、住宅にかかる費用や障害ゆえに追加的に必要な費用等に関して軽減措置を講ずること。
(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)
- 障害者が地域社会において人としての尊厳にふさわしい自立した生活ができるよう、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講ずるとともに、税制上の措置、公共施設の利用料等の減免、就労支援との連携等、その他必要な施策を講ずるなど障害者が障害のために追加的に要する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずること。
- 14) 政治参加
基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害者の選挙権及び被選挙権を障害のない人と平等に保障するために、障害の種別や特性に応じた必要な施策を講ずること。
- ・選挙等に関する情報の提供と投票を容易にする観点から、障害の特性に配慮した必要な体制を整備すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害者の選挙権及び被選挙権の機会の均等を図り、障害の種別や特性に応じた必要な施策を講ずること。

○選挙等の実施において、選挙等に係る情報の提供や投票等について障害の特性に配慮した施策を講ずること。

15) 司法手続

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・司法手続において、障害者が必要とする手続及び処遇上の配慮、特に適切なコミュニケーション手段等を確保するための措置を講ずること。
- ・司法手続に係る関係職員（警察官及び刑務官等を含む。）に対して、障害の理解と必要とされる手続及び処遇上の配慮に関して研修を行うこと。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○司法手続及び刑事施設等の処遇において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の必要な配慮がなされるとともに、関係職員に対して障害の理解等に関する研修を行うなどの必要な施策を講ずること。

16) 国際協力

基本法には次の観点を盛り込むべきである。

- ・障害分野における国際協力に必要な取組を行うこと。
- ・障害分野における国際協力は、外国政府、国際機関又は障害者の組織を含む民間団体との連携により行うこと。
- ・障害分野における国際協力について、その取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、国際協力事業全般のバリアフリーの促進とともに、合理的配慮の提供を確保すること。

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○障害分野における国際協力を推進するため、外国政府、国際機関又は障害者の団体を始めとする民間団体等との連携や協力を図るために必要な施策を講ずること。

○国際協力の取組の担い手及び受益者として障害者が参加できるように、障害に特化したものだけでなく、国際協力事業全般において合理的配慮の提供を確保するとともに、バリアフリー化の促進を図ること。

3. 推進体制

1) 組織

障害者権利条約では、監視機関（モニタリング機関）について、締約国に対して、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を監視するための枠組みを自国内において維持・強化・設置すること等を要請している。

(国)

中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成する審議会組織を新たに内閣府に設置すべきである。その際、当事者の意見を反映させる観点から、構成員の過半数を障害当事者とすることが必要である。

(地方)

各都道府県及び市町村において、実態を踏まえた実効性のある障害者計画を策定し、地方においても障害者権利条約の理念を実現していくためには、地方における施策の実施状況の監視を、協働による地域づくりといった観点から行う権限を新たに付与するなど、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化し、当事者の意見を反映させる観点から、その構成員の過半数を障害当事者とすることが必要である。

また、地方における障害者施策の多くは、市町村により実施されていることから、市町村においても、現行の地方障害者施策推進協議会の権限を強化した新たな組織を必置とすべきである。

2) 所掌事務

(国)

国に置かれる審議会組織は、障害者施策の確実な実施を図るため、以下の事務を担う必要がある。

- ・障害者基本計画策定の際の意見具申を行うこと
- ・障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うこと
- ・障害者に関する施策の実施状況を監視し、必要に応じて関係各大臣に勧告を行うこと

また、勧告が行われた場合に、関係大臣は、これに基づき講じた施策について、審議会組織に適切な期間内に報告を行わなければならないこととすべきである。

改革集中期間内にあつては、これらに加えて、障害者制度の集中的な改革の推進のため、必要な調査審議を行うとともに、関係大臣に意見を述べられるようにすべきである。

また、調査審議を実効あるものとするため、関係各大臣に資料の提出や説明等必要な協力を求めることや、意見具申を行えるようにすることが必要である。加えて、地方における障害者施策の推進状況を的確に把握するため、地方の監視機関に対して、施策の実施状況の報告を求めることができるようにすべきである。

上記の任務を十全に果たすため、監視等の審議に当たって、必要な情報保障を含めた委員の適正な待遇の確保や必要な事務局体制の整備をすべきである。

(地方)

地方に置かれる審議会組織は、地方における障害者施策の実施を図り、障害者権利条約の理念を実現するため、現行の事務に加えて、以下の事務を新たに担う必要がある。

・ 施策の実施状況の監視事務（検証、評価等を含む。）を行うこと

(基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見)

○中央障害者施策推進協議会及び障がい者制度改革推進会議を発展的に改組し、障害当事者、学識経験者等で構成し、障害当事者が過半数を占める新たな審議会組織を内閣府に置くこと。

○新たに国に置かれる審議会組織は、基本法の理念に基づき障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を行うことができるようにすること。

○国に置かれる審議会組織は、改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議を行うものとする。

○国に置かれる審議会組織が任務を十全に果たせるようにするため、関係行政機関、関係団体等に対し必要な協力を求めることができるようにするとともに、必要な情報保障を含めた委員への適正な待遇の確保や必要な体制整備を行うこと。

○ 地方に置かれる審議会組織は、障害当事者が過半数を占める構成とし、現行の事務に加えて、新たに施策の実施状況に関する監視に関する事務（検証、評価等を含む。）を行うこと。

4. 「障害」の表記

「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

他方で、この度の様々な関係者、有識者からのヒアリング等を通じて、これまで明らかになっていなかった検討課題や論点も浮かび上がってきており、今後「障害」の表記に関する議論を進めるに当たっては、以下の観点が必要と考えられる。

・「障害（者）」の表記は、障害のある当事者（家族を含む。）のアイデンティティと密接な関係があるので、当事者がどのような呼称や表記を望んでいるかに配慮すること。

・「障害」の表記を社会モデルの観点から検討していくに当たっては、障害者権利条約における障害者（persons with disabilities）の考え方、ICF（国際生活機能分類）の障害概念、及び障害学における表記に関する議論等との整合性に配慮すること。

これらを踏まえ、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。

【今後の取組】

今後の取組として、具体的には、以下の取組が重要であるが、その際、障害は様々な社会的障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。

なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくすべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである。

以上を踏まえて、次のことを行うべきである。

・各種シンポジウムや障害者週間等の啓発事業を通じて、「障害」のそれぞれの表記に関する議論を紹介するとともに、幅広く様々な主体における議論を喚起していくこと。

・「障害」のそれぞれの表記の普及状況について、定期的に調査を行うなど、その把握に努めること。

・近年、国会においても「障碍」や「障がい」等の表記を挙げて、「障害」の表記の在り方に関する議論が度々なされており、このような動向も注視しつつ検討を進めること。

以上を受け、平成23年3月15日、内閣は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(第二次)」を閣議決定した。

4 法案の概要

第一 障害者基本法の一部改正（総則・基本施策関係）

一 目的

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。（第1条関係）

二 定義

1 障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

2 社会的障壁の定義を、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。（第2条関係）

三 地域社会における共生等

一に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならないこと。

1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。（第3条関係）

四 差別の禁止

1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。（第4条第1項関係）

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって1の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。（第4条第2項関係）

3 国は、1の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。（第4条第3項関係）

五 国際的協調

一に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならないこと。（第5条関係）

六 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、一に規定する社会の実現を図るため、三から五までに定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有すること。（第6条関係）

七 国民の理解

国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこと。（第7条関係）

八 国民の責務

国民は、基本原則にのっとり、一に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならないこと。（第8条関係）

九 障害者週間

1 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けること。（第9条第1項関係）

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。（第9条第3項関係）

十 施策の基本方針

1 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこと。（第10条第1項関係）

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこと。（第10条第2項関係）

十一 障害者基本計画等

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者

のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第 11 条第 1 項関係）

十二 医療、介護等

1 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。（第 14 条第 3 項関係）

2 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならないこと。（第 14 条第 5 項関係）

3 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならないこと。（第 14 条第 6 項関係）

十三 教育

1 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。（第 16 条第 1 項関係）

2 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。（第 16 条第 2 項関係）

3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。（第 16 条第 3 項関係）

十四 療育

国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。（第 17 条関係）

十五 職業相談等

1 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならないこと。（第 18 条第 1 項関係）

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、1 に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならないこと。（第 18 条第 2 項関係）

十六 雇用の促進等

1 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならないこと。（第 19 条第 1 項関係）

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないこと。（第 19 条第 2 項関係）

十七 住宅の確保

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならないこと。（第 20 条関係）

十八 情報の利用におけるバリアフリー化等

1 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないこと。（第 22 条第 1 項関係）

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用等の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないこと。（第 22 条第 2 項関係）

十九 相談等

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないこと。（第 23 条関係）

二十 文化的諸条件の整備等

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならないこと。（第 25 条関係）

二十一 選挙等における配慮

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこと。（第 26 条関係）

二十二 司法手続における配慮等

国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。（第 27 条関係）

二十三 国際協力

国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。（第 28 条関係）

二十四 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

1 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならないこと。（第 29 条第 1 項関係）

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならないこと。（第 29 条第 2 項関係）

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならないこと。（第 29 条第 3 項関係）

二十五 その他所要の改正を行うこと。

第二 障害者基本法の一部改正（推進体制関係）

一 障害者基本計画等

1 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。（第 11 条第 4 項関係）

2 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、五の 1 の合議制の機関の意見を聴かななければならないこと。（第 11 条第 5 項関係）

3 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、五の 3 の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。（第 11 条第 6 項関係）

二 障害者政策委員会の設置

1 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置くこと。（第 30 条第 1 項関係）

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。

(一)障害者基本計画に関し、一の 1 に規定する事項を処理すること。

(二)(一)に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

(三)障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。（第 30 条第 2 項関係）

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、2 の(三)の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならないこと。（第 30 条第 3 項関係）

三 政策委員会の組織及び運営

1 政策委員会は、委員 30 人以内で組織すること。（第 31 条第 1 項関係）

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこと。（第 31 条第 2 項関係）

3 政策委員会の委員は、非常勤とすること。（第 31 条第 3 項関係）

四 政策委員会の調査権限等

1 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができること。（第 32 条第 1 項関係）

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、1 に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。（第 32 条第 1 項関係）

五 都道府県等における合議制の機関

1 都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くこと。

(一)都道府県障害者計画に関し、一の 2 に規定する事項を処理すること。

(二)当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査

審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(三)当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。(第34条第1項関係)

2 1の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこと。(第34条第2項関係)

3 市町村(指定都市を除く。以下同じ。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。

(一)市町村障害者計画に関し、一の3に規定する事項を処理すること。

(二)当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(三)当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。(第34条第4項関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

5 国会審議の経過

【衆議院】

平成23年4月22日 法案を閣議決定後、第177回国会(常会)に提出

平成23年6月14日内閣委員会 付託

平成23年6月15日内閣委員会 趣旨説明聴取、修正案の趣旨説明聴取、政府参考人出頭要求
決議、質疑、修正案の趣旨説明聴取、採決(塩川鉄也君(否決);西村智奈美君外2名
(可決))、附帯決議

否決修正案

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

障害者基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち障害者基本法第二条及び第三条の改正規定のうち第二条第一号中「継続的に」の下に「又は周期的に若しくは断続的に」を加え、同条に次の一号を加える。

三 合理的配慮 全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した負担又は過重な負担を課さないものをいう。

第一条のうち障害者基本法第二条及び第三条の改正規定のうち第三条第二号及び第三号中「可能な限り」を削る。

第一条のうち障害者基本法第十四条第一項の改正規定、同条を第十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち第十七条及び同法第十二条第四項の次に一項を加える改正規定のうち同条第五項中「可能な限り」を削る。

第一条のうち障害者基本法第三条の次に二条を加える改正規定のうち第四条第一項中「こと」の下に「(合理的配慮を否定することを含む。)」を加え、同条第二項中「、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは」を削り、「必要かつ合理的な配慮」を「合理的配慮」に改める。

可決修正案

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案(民主・自民・公明案)

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

障害者基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち障害者基本法目次の改正規定中「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条」を「第三十一条」に、「第三十条—第三十二条」を「第三十二条—第三十四条」に改める。

第一条のうち障害者基本法第一条の改正規定中「享有する」の下に「かけがえのない」を加える。

第一条のうち障害者基本法第二条及び第三条の改正規定のうち第二条第一号中「精神障害」の下に「(発達障害を含む。)」を加える。

第一条のうち障害者基本法第二十六条を第三十二条とする改正規定中「第三十二条」を「第三十四条」に改める。

第一条のうち障害者基本法第二十五条を第三十一条とする改正規定中「第三十一条」を「第三十三条」に

改める。

第一条のうち障害者基本法第二十四条を第三十条とする改正規定中「第三十条」を「第三十二条」に改める。

第一条のうち障害者基本法第三章中第二十三条を第二十九条とする改正規定中「第二十九条」を「第三十一条」に改める。

第一条のうち障害者基本法第二十二条の改正規定中「文化活動」を「文化芸術活動」に、「改め」を「、「文化」を「、文化芸術」に改め」に改め、第二章中同条を第二十五条とし、同条の次に三条を加える改正規定中「三条」を「五条」に改め、第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

第一条のうち障害者基本法第二十条の改正規定及び同条を第二十三条とする改正規定を次のように改める。

第二十条中「地方公共団体は」の下に「、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、「に関する」を「及びその家族その他の関係者に対する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

第二十条を第二十三条とする。

第一条のうち障害者基本法第十九条第一項の改正規定中「改め」の下に「、「整備」の下に「、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣」を加え」を加える。

第一条のうち障害者基本法第十八条第二項の改正規定中「第十八条第二項」を「第十八条第一項中「交通施設」の下に「（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項」に改める。

第一条のうち障害者基本法第十四条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第二項とし、同条に一項を加える改正規定を次のように改める。

第十四条第一項中「、能力及び障害の状態に応じ、」を「及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた」に改め、「ため」の下に「、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

第十四条第三項中「障害のある」を「障害者である」に、「障害のない」を「障害者でない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

第一条のうち障害者基本法第十四条を第十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定中第十七条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

第一条のうち障害者基本法第十二条第三項の改正規定中「改め」の下に「、「介護」の下に「、保健」を加え」を加える。

第二条のうち障害者基本法目次の改正規定中「第三十条—第三十二条」を「第三十二条—第三十四条」に、「第三十条—第三十四条」を「第三十二条—第三十六条」に改める。

第二条のうち障害者基本法第十一条第五項の改正規定中「第三十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第六項の改正規定中「第三十四条第四項」を「第三十六条第四項」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十条の前の見出しを削る改正規定中「第三十条」を「第三十二条」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十一条の前の見出しを付する改正規定中「第三十一条」を「第三十三条」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十二条の見出しの改正規定中「第三十二条」を「第三十四条」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十二条第二項の改正規定中「第三十二条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十二条第三項の改正規定中「第三十二条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十二条第五項の改正規定中「第三十二条第五項」を「第三十四条第五項」に改め、同条を第三十四条とする改正規定中「第三十四条」を「第三十六条」に改める。

第二条のうち障害者基本法第三十一条の次に二条を加える改正規定中「第三十一条」を「第三十三条」に改め、第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

附則第一条第一号中「附則第三条、第四条」を「附則第四条、第五条」に、「第七条第二項及び第八条」を「第八条第二項及び第九条」に改め、同条第二号中「附則第五条」を「附則第六条」に、「附則第七条」を「附則第八条」に改め、同条第三号中「附則第六条」を「附則第七条」に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条のうち地方自治法改正法附則第三十二条の改正規定中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、附則第六条を附則第七条とする。

附則第五条のうち地方自治法改正法附則第三十二条の改正規定中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条の表一の項及び二の項中「附則第二条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第五条とする。附則第三条のうち障害者自立支援法第八十八条第六項の改正規定中「第三十二条第四項」を「第三十四条第四項」に、「第三十四条第四項」を「第三十六条第四項」に改める。

附則第三条のうち障害者自立支援法第八十九条第五項の改正規定中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、附則第三条を附則第四条とする。

附則第二条のうち障害者自立支援法第八十八条第六項の改正規定中「第三十二条第四項」を「第三十四条第四項」に改める。

附則第二条のうち障害者自立支援法第八十九条第五項の改正規定中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、附則第二条を附則第三条とする。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成23年6月15日内閣委員会 法案審議／修正の上、可決 全会一致

附帯決議案／採決（全会一致可決）

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。
- 二 国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。
- 三 国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。
- 四 国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治癒についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。
- 五 国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 六 国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果

に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。

七 国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

平成23年6月16日本会議 採決（全会一致・参議院送付）

【参議院】

平成23年7月25日内閣委員会 付託

平成23年7月26日内閣委員会 法案趣旨説明

平成23年7月28日内閣委員会 法案審議／採決（可決）

・主な争点（質問と答弁など）

衆議院とおおむね同様。

附帯決議案／採決（全会一致可決）

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

平成二十三年七月二十八日

参議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。
- 二 国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。
- 三 国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。
- 四 国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治癒についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。
- 五 国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 六 国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 七 国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 障害者政策委員会の委員の人選に当たっては、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

右決議する。

平成23年7月28日本会議 採決（全会一致可決）

6 国会審議における主なやりとり

(1) 「可能な限り」という文言について

・第177回国会衆議院内閣委員会会議録（平成23年6月15日）

○山崎（誠）委員

では、次のポイントなのですが、大事な条文で、第三条の条文、どこでだれと生活するか
の選択の機会、あるいは地域社会において他の人々と共生することを妨げられないというよ
うな内容。あるいは三条の三号では、意思疎通の手段。あるいは十四条、医療、介護給付、
リハビリテーションの提供を身近な場所において受けられる。それから十六条は、教育の場
面ですね。障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と教育が受けられる。あ
るいは十七条の、療育に関する規定。

これらの規定に「可能な限り」という文言がついている。これはほかの場面でも議論にな
っていると思うんですが、この「可能な限り」という文言をつけている趣旨、理由をお尋ね
したいと思います。

○村木政府参考人

御指摘の「可能な限り」という文言でございます。個別に条文を挙げていただきましたが、
条文ごとに御説明をしたいと思います。

まず、第三条の第二号、第十四条第五項あるいは第十七条につきましては、例えば、障害
が重度であって必要な設備の整った施設で適切な医療的ケアを受けなければならない方、こ
ういった方々は必ずしもその身近な場所では適切な支援を受けられない場合もあり得ると
いうことも考えまして、「可能な限り」という表現を入れたところでございます。

また、第三条第三号につきましては、企業、個人等を含む社会を構成するあらゆる主体に
おいて、必ずしも常にあらゆる障害者の意思疎通手段の選択の機会を確保することができる
というわけではないということも考慮をいたしまして、「可能な限り」という規定を入れた
ところでございます。

また、第十六条第一項につきましては、例えば聴覚障害のある児童生徒など、本人にとっ
て最も適切な言語、コミュニケーションを習得するために、本人、保護者が特別支援学校や
特別支援学級等における教育を受けることを希望する場合などもあることを考えまして、
「可能な限り」というふうに規定をしたところでございます。

○塩川委員

大臣にお尋ねしますが、障害者権利条約には、当然のことながら、「可能な限り」
という文言などはないわけです。ですから、この障害者権利条約を本当にこの日本で具現化
していく、そのいわば土台となる障害者基本法に「可能な限り」という規定を入れる必要が
あるのか、このことが厳しく問われるわけですが、いかがですか。

○蓮舫国務大臣

御指摘の「可能な限り」においてでございますが、先ほど来、私ども、園田政務官からも御答弁をさせていただきましたが、できればすべての皆様方が、どこで、だれと生活できるか、障害を持っている、持っていないにかかわらず、分け隔てなく共生する社会を実現すること、それを私たちは障害者基本法の法理念と考えているところでございますが、現実問題として、医療的な部分でその理念において生活できない方たちもおられるということを考えて「可能な限り」という文言を入れさせていただいたことについては、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

・第177回国会参議院内閣委員会議録（平成23年7月28日）

○岡崎トミ子君

今回の改正の柱の一つは、地域社会における共生でございます。改正三条の二号で、障害者が可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人と共に共生することを妨げられないことを定めております……。この「可能な限り」という文言が要らなかったのではないかというふうにも指摘されているわけなんですけど、この第十四条第五項について言えば、極めて限定的なケースを除いて身近な場所で受けられるように万全を期すことが改正の趣旨であるということを確認したいと思います。

○大臣政務官（園田康博君）

……今般の改正案三条、まず第二号でございますけれども、障害者が可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、そして地域社会において他の人々と共生すること、こういったことの基本原則を定めさせていただきました。これは大変重要なことである、権利条約でもそのような形で規定をされておりましたので、それをしっかりとこの改正案でも盛り込ませていただいたところでございます。

「可能な限り」という言葉でございますが、……例えば重症心身障害者の施設、これは適切な医療ケアというものが受けられるようにしていかなければならないというふうに私どもは考えておるところでございます。こういった施策も併せてしっかりと地域において行っていく必要があるというふうに考えております。

したがって、そういった趣旨も踏まえて、身近な場所で医療あるいは介護等を受けられるようにするとの観点から、この第十四条五項を新たに設けさせていただいたところでございます。

○委員以外の議員（福島みずほ君）

大臣、衆議院の厚生労働委員会において村木内閣府政策統括官は、基本的な方向に向けて最大限の努力をするという趣旨でこういった表現を使っているという気持ちを酌み取っていただければと答弁をしています。「可能な限り」とは基本的な方向に向けて最大限努力することだという内容でよろしいでしょうか。

○国務大臣（細野豪志君）

私も、「可能な限り」というこの文言がエクスキューズに使われることがあってはならな

いというふうに考えます。村木さんの方からも答弁が先ほどもありましたけれども、これは言い訳に使う言葉ではなくて、基本的な方向に向けて最大限努力をする、そのことをもって可能な限りやるということを行っているということでございますので、しっかりとその趣旨を踏まえて、今後様々な政策を実現をしていきたいというふうに思います。

(2) 可決された修正案のポイント

- ・ 第177回国会衆議院内閣委員会会議録（平成23年6月15日）

○遠山委員

今回修正案が出ているわけですが、公明党としてどのような点を中心に盛り込んだのか、修正案提出者でございます高木委員の方からお答えをいただきたいと思います。

○高木（美）委員

先ほど修正案の趣旨説明をさせていただきましたが、その十三項目のうち、実は十一項目は、多くの障害者団体からの意見をもとに公明党が提案をさせていただき、民主党、自民党の御賛同を得て反映させていただいたものでございます。

まず、ポイントの第一点目は、「障害者の意思決定の支援」を二十三条に明記したことでございます。

重度の知的、精神障害によりまして意思が伝わりにくくても、必ず個人の意思は存在をいたします。支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てる支援や、その考えや価値観を広げていく支援といった意思決定のための支援こそ共生社会を実現する基本であると考えております。

この考え方は、国連障害者権利条約の理念でありまして、従来の保護また治療する客体といった見方から人権の主体へと転換をしていくという、いわば障害者観の転換ともいえるポイントであると思っております。

さらに、日常的に障害者を支える家族への相談支援、また家族同士のサポート、家族への差別防止の支援なども盛り込ませていただいております。

二点目は、インクルーシブな教育を進めるため、就学先決定等に当たりましては、文科省中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会での論点整理に基づきまして、これまでの、就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するというこの基準を改めまして、障害の状態、本人の教育的ニーズ、学校、地域の状況等を踏まえた観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当であると考えております。

その際、本人、保護者に対しまして十分な情報提供がされ、意向を最大限尊重した上で教育委員会が最終的に判断をするとした方向性を修正案により明確にさせていただきました。

いずれにいたしましても、D A I S Y教科書等の適切な教材提供、地域の学校でも必要に応じて手話や点字を学ぶことができるなど、環境の整備が必要と考えております。

三つ目には、発達障害児、障害者への支援を進めるため、定義に明記をいたしまして、第

十七条では、療育の研究開発、普及の促進、また専門人材の育成を盛り込みました。そのほかに、先ほど来ありました、東日本大震災を踏まえまして防災、防犯を、また、消費者被害の多くを障害者が占めていることから、その保護を、また、車いす等での移動の円滑化を図るために、整備がおこなわれています新幹線を初めとする車両、船舶、航空機等を例示いたしまして、さらに、精神障害につきましては、附則の第二条二項になりますが、医療と保健と福祉の連携の確保と支援体制のあり方について検討するということを書かせていただきました。

(3) 目的規定

- ・第177回国会衆議院内閣委員会会議録（平成23年6月15日）

○遠山委員

第一条の目的に福祉の増進という表現がもともとあったわけですが、これは、平成十六年の改正時に、広義の福祉、国民全体の福祉を増進していこうという目的を明確にするため全会派一致で加えたものと理解をしておりますが、この福祉の増進という言葉が今回の改正案では削除されております。この理由について御答弁をいただきたいと思っております。

○蓮舫国務大臣

今般の改正案では、その目的において、すべての国民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しております。

障害者の幸福を追求するという意味の、委員御指摘の「障害者の福祉を増進する」との文言なんです、これにつきましては、今般の改正において、障害の有無にかかわらず、すべての国民が共生する社会を実現する、これを包含した新たな大きな目的を掲げることに伴いまして、この文言を削除することとしたものでございます。

○浅尾委員

まず第一に、障害者基本法の一部を改正する法律案に対する修正案の第一条におきましては、「等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という表現から「等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」ということで、「かけがえのない」という語が入っております。

その「かけがえのない」という語が入ることによって、どのように法的な効果を生むことができるのか、その点についてお答えいただいて、それが立法者の意思だということをぜひ議事録に残していただきたいと思っております。

○高木（美）委員

政府提出法案の「等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という表現は、障害者基本法の目的規定であります第一条におきまして、法律全体を貫く理念を明らかにしたものでございます。

この表現を「かけがえのない個人」と修正することにしましたのは、社会の中において、

各個人が、障害の有無にかかわらず、それぞれ本質的価値を有することを一層明確にするためでございます。これによりまして、障害者基本法の理念が国民にとってわかりやすい言葉で示されることになると考えております。

この基本法で示された理念は、関係法令の運用や整備の指導理念となることは御承知のとおりでございます。したがって、今後の障害者施策におきましては、国民一人一人がかげがえのない存在であるということを基本とした運用等が要請されることとなります。

この結果、障害者基本法が目指している共生社会、すなわち、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が促進されることになることを期待いたしております。

・第177回国会参議院内閣委員会議録（平成23年7月28日）

○桜内文城君

……改正前の障害者基本法ですけれども、一条の「目的」にもあったんですが、「障害者の福祉を増進する」ということが重要な目的として挙げられておったわけですけれども、今回の改正案ではその「福祉」という文言が一切取り去られております。

憲法上の基本的人権という考え方からしますと、福祉というのは国家に対する権利、社会権等を意味するものと思われるんですけれども、今回の法案では共生する社会ということが強調されておりまして、むしろ差別禁止条項と相まって一般私人に対して新たな義務と申しますか、合理的配慮という言い方はされておりますけれども、そのような色彩が結構強いんじゃないのかなというふうに感じておるところでございます。……

○国務大臣（細野豪志君）

……障害者の福祉というものをここで言葉として使わないということを行っているわけではなくて、他の法律はたくさん残っていますので、その理念は残しつつ、その具体的なありようとして共生社会というのを一条でこれは大きく打ち出しているということでございます。この法律の改正自体は障害者ではない方々の個人の権利を制約をするという趣旨ではないというふうに考えております。

恐らく、そういった私人間の権利の問題が出てき得るとすれば、果たして四条二項で言っている合理的配慮とは何なのかという具体的な中身に入ってくると思われます。その際は、当然政府は最大限の配慮をするべきですし、公的な主体というのは当然配慮が行き届くものになるべきだと思うんですね。

問題は、私人の場合にどの程度の配慮をどういった形で考えるのかと、その部分に恐らくなと思うんですが、そこは現在、障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会において、具体的な禁止をされる差別というものがどういったもので、どういった法制にしていくのかという議論が行われるという形になっておりまして、そこでの整理の中で、御指摘のような障害者以外の個人の権利とのバランスを配慮するというにしなければならないと思っております。

(4) 障害概念 (2条)

- ・第177回国会衆議院内閣委員会会議録 (平成23年6月15日)

○大島 (敦) 委員

第二条第一号では、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」を障害と総称していますが、これは障害者手帳上の障害に限定されないということによいでしょうか。

○園田大臣政務官

今般の改正案では、障害につきまして、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」と規定をさせていただきます、障害者基本法における障害にはあらゆる心身の機能の障害が含まれることを明確化したところでございます。……いわゆる障害者手帳制度といった個別制度の障害の範囲につきましては、それぞれの目的に応じて定められるものでありまして、障害者基本法におきます障害の範囲は障害手帳の交付者に限定されるものではございません。

- ・難病に起因する障害

○大島 (敦) 委員

障害者の定義について、発達障害は条文上明示されたところではありますが、明文がなくとも、高次脳機能障害、難病に起因する障害も障害に含まれるのでしょうか。

○園田大臣政務官

御指摘のございました高次脳機能障害につきましては、第二条の第一号の「精神障害」にまず含まれるというふうに解釈をさせていただきます。そして、難病に起因する障害につきましては、やはり同条の同号、二条第一号の「その他の心身の機能の障害」に含まれ、いずれもこの一号の「障害」に含まれるというふうに思っております。

- ・「継続的に……」

○山崎 (誠) 委員

「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」というような記述もございます。例えば、細かいお話ですが、この「継続的」というような意味も、これはとり方によっては断続的であったり周期的であったり、いろいろな症状の出方もあると思います。そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。

○村木政府参考人 お答え申し上げます。

今、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用いただきましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうに考えているところでございます。

- ・発達障害

○山崎 (誠) 委員

続いて、これも少し重なるんですが、修正案の方で提出者の方にもお聞きをしたいんですが、発達障害の扱いを精神障害に含まれるとした括弧の中の記述の仕方なんですが、これについてお考えをもう一回お聞きしたいと思います。

これはいろいろな考え方があると思うので一概に言えませんが、例えば発達障害を外出しにして四つにする、そのような規定の仕方もあり得るのではないかなど。より具体的にそういう形で定義をしていくメリットもあるのではないかなどという意味を込めて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村（智）委員

発達障害については、平成十六年に発達障害者支援法が制定され、定義規定も置かれまして、近年、その重要性に対する認識は高まっているところであると思います。

従来、障害は、身体障害、知的障害、精神障害の三つに大別されてきましたが、発達障害については、概念的には精神障害に含まれるものの、これまで障害者基本法においてはそのことが明確にされてきませんでした。そこで、本修正により、精神障害に発達障害が含まれることを明記することとしたものであります。

なお、昨年成立した障害者自立支援法の改正においても、精神障害者に発達障害者が含まれることが括弧書きで明記されております。

そこで、山崎委員御指摘の点なんですけれども、発達障害をどのように位置づけるかについてはさまざまな議論があると私も承知をしております。精神障害や知的障害との関係の整理も含めて、今後の検討課題であるというふうに認識しております。

・第177回国会参議院内閣委員会議録（平成23年7月28日）

○委員以外の議員（田村智子君）

第二条の障害者の定義についてお聞きをいたします。

「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、この法文について、例えば難病による心身機能障害も含まれる、断続的なもの、周期的なものも含んで幅広くとらえるものと、これまでの審議の中ではっきりとした答弁がありました。

それでは、今後制定される障害者総合福祉法、当然、改正される基本法の定義、そしてこの国会での答弁を踏まえたものとなると考えますが、厚労省、いかがでしょうか。

○政府参考人（木倉敬之君）

昨年の六月に閣議決定をされております「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の中におきましても、この新しい障害者総合福祉法におきましては、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を検討するということとされております。

それで、この具体的中身につきましては、現在、推進会議の下の総合福祉部会において、この障害の範囲、対象者についても御議論いただいております。この八月には御提言をいた

だけというふうに伺っております。今回の基本法の改正の趣旨、これも踏まえて総合福祉部会において御議論がいただけるものというふうに承知しております。

・ 障害者の特性（16・18・19・29条）

第177回国会衆議院内閣委員会（平成23年6月15日）

○大島（敦）委員

改正案において、「障害者の特性」と規定した趣旨について御説明をお願いいたします。

○園田大臣政務官

これまでの障害者施策の中におきましては、やはり、どちらかといいますと、機能に着目をし、そして医療的な、いわゆる医療的なモデルというふうに言われておりましたけれども、むしろ、そちらの方が主体的に強く、色濃く出ていたところがありました。

今般の改正におきましては、障害者が日常生活であるとかあるいは社会生活において受ける制限というものは、障害によるものだけではない、社会におけるさまざまな障壁の中において生ずるものであるという、いわゆる社会モデルという考え方を基本認識とさせていただいたところでございます。

このような趣旨から、各分野の施策を講ずるに当たりましては、単に障害の種別及び程度のみならず、障害者が日常生活等において有する多様な困難を踏まえるという社会モデルの観点を明確化するという観点から、「障害者の特性」という文言を用いさせていただいたところでございます。

（5）社会的障壁（4条）

・ 第177回国会参議院内閣委員会議録（平成23年7月28日）

○委員以外の議員（田村智子君）

続いて、第四条にかかわってお聞きをいたします。

改正案では、障害者に対する差別を禁止した現行四条に第二項を加えて、社会的障壁の除去を怠ることが差別禁止条項に違反すると明記がされました。また、この社会的障壁の除去に当たっては、合理的な配慮を行う義務が明記をされました。

この義務は誰に課せられるものなのか。この中には国や公共団体が含まれるのか。また、「合理的な配慮」という文言は障害者の権利条約にある合理的配慮の定義や解釈を踏まえて解釈されるべきだと考えますが、この点についていかがでしょうか。

○国務大臣（細野豪志君）

田村委員御指摘のとおり、今回の改正案では、合理的配慮をしないことが差別であるという障害者権利条約の趣旨を踏まえて、この第四条二項において御指摘のような規定が設けられております。したがって、必要かつ合理的な配慮がなされなければならない旨のこの規定というのは、まさに条約の趣旨が法文上反映をされたものということでございます。

そして、問題は、この合理的な配慮というのを誰がどのような配慮をすることまでを指す

のかという具体的な内容になるわけでございます。当然、政府や自治体というのはその主体になるわけでありますが、問題は私人がどこまで、こういった形で配慮が求められるのか、ここが非常に難しい問題になってこようかと思えます。

具体的な内容については、現在、障がい者制度改革推進会議差別禁止部会において、先ほど御指摘の点も含めて、障害者権利条約の趣旨に十分に鑑みながら、障害を理由とする差別の禁止にかかわる具体的な法制度を検討するというにしております、その中で整理をされていくものというふうに承知しております。

(6) 自治体施策への配慮 (6条)

- ・第177回国会衆議院内閣委員会会議録(平成23年6月15日)

○松本(純)委員

改正案では、地方公共団体は必要な施策を講じなければならないと規定をされていますが、規模の小さな市町村もあることから、過重な負担とならないよう配慮する必要があるのではないかと考えております。蓮舫大臣はこの点についてどのようにお考えになっていらっしゃるか、お答えください。

○蓮舫国務大臣

障害者基本法は障害者施策のまさに理念ですとか基本方針等について規定しているものでありまして、具体的にどういった施策を講ずるかにつきましては、基本的には、個々の地方公共団体がその規模ですとか実情に応じて決めていくことになり、判断することになると思っています。

ただ、今回、六条において規定しているように、地方公共団体は施策を計画的に実施していくことにしております、本法の施行によって直接に地方公共団体の負担が重くなることではないと考えております。

いずれにしても、本法の施行に当たりましては、委員御指摘の点を踏まえながら、地方公共団体においても円滑な事務の実施が可能となるよう配慮していきたいと考えております。

(7) 身近な場所での医療・介護等(14条5項、17条1項)の趣旨

- ・第177回国会衆議院内閣委員会会議録(平成23年6月15日)

○大島(敦)委員

今般の改正において新設されております第十四条第五項では、障害者が医療、介護等を可能な限り身近な場所で受けられるよう必要な施策を講ずる旨が規定されております。この改正趣旨についての御説明をお願いいたします。

○蓮舫国務大臣

今般の改正案では、まさに障害者が、可能な限り、どこでだれと生活するかについて選択

の機会が確保され、地域社会においてほかの人々とまさに共生することを基本原則として位置づけることにしました。

このような趣旨を踏まえまして、可能な限り、障害者がみずからの意思に反して施設や病院での生活を強いられることなく、地域社会で生活するために身近な場所で医療、介護等を受けられるようにするとの観点から、委員御指摘の本規定を設けたところでございます。

○松本（純）委員

次に、政府提案の改正案第十七条として「療育」の条項を新設している趣旨をお尋ねしたいと思います。

○園田大臣政務官

今般の政府案、改正案におきましては、障害者が、可能な限り、どこでだれと生活するかにつきましての選択の機会がまず確保され、そして、地域社会において他の人々と共生することをまず基本原則として位置づけさせていただいたところでございます。御指摘の、障害者である子供が地域社会において生活するためには、可能な限りその身近な場所において保育であるとかリハビリテーションの必要な支援を受けられるようにするということがやはり必要ではないかというふうに考えております。

こういった観点から、今般の改正案においては、可能な限り身近な場所において障害者である子供が療育その他これに関する支援、親御さん、保護者の方々が例えば講習を受けたりとか、お子さんがさまざまな、健康診断を受けたり、そういった関連した支援もございまして、そういったことが受けられるような必要な支援を講ずるという旨を規定させていただいたところでございます。

○松本（純）委員

政府提案による障害者基本法改正案では、「地域社会」という言葉や「身近な場所において」という表現が多く使われております。地域社会や身近な場所では必ずしも必要な医療的ケアを受けることが難しい重症心身障害児への配慮は考慮されているのかどうか、お尋ねをいたします。

○蓮舫国務大臣

改正案では、こうした場合も考慮して、第十四条第五項で「可能な限りその身近な場所において」と規定しているところではございますが、本法の施行に当たりましては、御指摘の観点から、重症心身障害児への適切な配慮がなされる必要があると考えております。

（８）教育関係（16条）

・第177回国会衆議院内閣委員会会議録（平成23年6月15日）

○大島（敦）委員

政府案第十六条第一項では、ともに教育を受けられるよう配慮する旨が規定され、第二項では、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒の交流及び共同学習による相

互理解の促進が規定されておりますが、第一項と第二項の関係はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○末松副大臣

まず、十六条の趣旨から御説明申し上げますが、この法律の第一条の「目的」のところで共生社会の実現というのが書いてございまして、読みますと、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と書いてございます。これが十六条の趣旨でございます。これを教育の場で具現したのが十六条でございます。

そこで、十六条第一項で、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮する旨の規定を置きまして、具体的には、障害者である児童生徒が障害者でない児童及び生徒と一緒に同じ学校の通常学級に在籍しながら教育を受けられるようにするという、この基本的方向性を示したところでございます。

一方、障害者本人、保護者が特別支援学校や特別支援学級などにおける教育を受けることを希望する場合もございます。こういうともに学ばない場合であっても、目的の趣旨を踏まえて、互いの交流や共同学習を通じて相互理解を促進しなければいけないという趣旨から、この同二項を規定しているところでございます。

○大島（敦）委員

修正案では新しく第十六条第二項が加えられておりますが、これを追加した趣旨について御説明をお願いいたします。

○西村（智）委員

障害者とその成長過程において適切な教育を受けられるようにすることは、障害者基本法の趣旨にかんがみて極めて重要なことと思っております。この点、極めて細かい配慮をし、十分な情報の提供を行うとともに、本人等の意見を尊重する必要がございます。これは、昨年末取りまとめられました中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の論点整理でも明示されているとおりです。したがって、今回、新たに第二項を加える修正をすることといたしました。

新第十六条第二項においては、情報の提供及び意向の尊重について「前項の目的を達成するため、」と規定しております。この文言は、第一項における「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、」という部分を指してございまして、それ以降の部分にはかかっておりません。

○浅尾委員

修正案第十六条で、「可能な限りその意向を尊重しなければならない。」というふうにあります。が、「可能な限り」といういろいろな幅があるかと思っておりますので、もし具体的に例示ができるのであれば、どのようなことを指しているのか、御教示いただきたいと思っております。

○高木（美）委員

恐らく、この解釈は文科省にゆだねるのが最も的確かと思いますが、立法者の意思としてということですので、お答えいたします。

御存じのとおり、障害者がその成長過程におきまして適切な教育を受けられるようにすることは、基本法の趣旨にかんがみて、極めて重要でございます。この点、障害の状態は一人一人異なるものでありまして、教育に関しては、きめ細かな配慮をし、十分な情報の提供を行うとともに、本人や保護者等の意向を尊重する必要があります。したがって、今回、新たに第十六条に第二項を設ける修正を加えました。

しかしながら、教育現場におきます体制はさらに整備されるべきものであると考えておりますが、一朝一夕に実現できるものではないとも思っております。修正におきましては、この点にも配慮しつつも、国及び地方公共団体は可能な限り尊重しなければならないこととしたところでございます。

（９）情報バリアフリー（２２条）

- ・第１７７回国会衆議院内閣委員会会議録（平成２３年６月１５日）

○遠山委員

蓮舫大臣に情報バリアフリー化のことにについて伺いたいんですが、報道もされておりますので、これは大臣よく御存じのとおり、大震災の際でも、避難所の視覚障害者の方々が、視覚障害ですから生活便りを読めないという情報が入らなかったという問題ですとか、あるいは、非常に混乱した状況の中だと思えますけれども、薬の飲み間違いが起こったというような事例があるわけでございます。

これは、平時も含めて、障害者や高齢者に情報が確実に届くように総務省や内閣府でバリアフリー化をもっと推進しなければならないと思いますが、この基本法の改正案の審議に際してどういう方針で臨まれるか、御答弁をいただきたいと思います。

○蓮舫国務大臣

委員御指摘のとおり、情報バリアフリー化の大切さ、重要さというのは、全く同じ認識でございます。障害者にとって必要な情報の取得あるいは意思疎通のための手段、これが確保されることは、あらゆる分野で、どういう行動を行うにとっても、必要最低限、とても大切なことになっております。特に、今御指摘の東日本大震災の場合には、命、体の安全に直接かかわることがありますので、まさに進めていかなければいけないと私も認識をしています。

こうした観点から、今般の改正案では、第三条の第三号において、可能な限り手話等の意思疎通や情報取得等のための手段が確保される旨を基本原則として位置づけたところでございます。また、第二十二條の第二項におきましては、災害その他非常の事態の場合について、障害者に対しその安全を確保するために必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講じる旨を新たに規定しているところでございます。

本法律案の成立の上は、新たな障害者基本法のもとで、関係府省が本当に密に連携をしながら、情報バリアフリー施策の一層の推進に努めていきたいと考えています。

(10) 相談における家族の範囲（23条）

・第177回国会参議院内閣委員会議録（平成23年7月28日）

○桜内文城君

今回、二十三条の二項として「相談等」について、国及び地方公共団体が障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするというところで、家族の支援体制を国又は地方公共団体が取るようにとの規定が盛り込まれました。確かに、障害者の御家族の方々、日ごろから大変な御苦勞もされていらっしゃるし、国としてきちんとそういった御苦勞に報いていくといいますが、国としても支援していくというのは大変重要なことだと思うんですが、ただ、こうやって法律として、家族という、ちょっと定義がどこまでを含むのかというのがあるんですけども、余りにも広がり過ぎるおそれがあるのではないのかと。

○衆議院議員（高木美智代君）

ただいまお話ございましたとおり、障害者の自立及び社会参加を実現するためには、障害者本人に対する直接的な支援のみならず、障害者の生活に重要な役割を持つ御家族、また障害者の日常生活、社会生活にかかわっておられる関係者に対する支援を行うことも重要であると考えております。

衆議院における私どもの修正によりまして、第二十三条に第二項を追加することとしたところでございます。家族その他の関係者、支援の重要性に鑑みれば過重な負担とは考えていないということが一つ。

ただいま御指摘ありましたように、家族の範囲につきましてということにつきましては、この法律は基本法でもありますので一律に線を引いてはいたしません、支援を必要とする方々に対して適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体におきまして適切な運用がなされるものと認識をしております。

有機的な連携、そしてまた家族に対するピアサポート、そしてまたそれを支える団体、社会福祉法人等の多くの方たちのお力をお借りしながら、一步前進をさせていきたいと考えております。

(11) 防災・防犯の趣旨と施策（修正案26条）

・第177回国会衆議院内閣委員会議録（平成23年6月15日）

○松本（純）委員

修正案提出者にお伺いをしたいと思いますが、修正案では新しく第二十六条が加わっております。防災、防犯に関してであります、これを新設している趣旨についてお尋ねをした

いと思います。

○高木（美）委員

障害者は、災害や犯罪に巻き込まれた際に、情報の伝達不足や移動が困難であるなどの理由によりまして、その被害が深刻化する傾向にあります。より一層手厚い対策や支援を必要とする場合が多いととらえられます。

そこで、本修正案におきまして防災及び防犯に関する規定を新設し、障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、状態及び生活の実態に応じまして、防災及び防犯に係る施策を講ずることを国や地方公共団体に義務づけることとしたものでございます。

今般の東日本大震災におきましても、被災した障害者が周囲に障害を理解されずに避難所で孤立したり、壊れた自宅で生活を余儀なくされたり、安否確認がおくれ支援が十分に行き届かなかつたりするなど、さまざまな課題が浮き彫りになったと承知をしております。

今後は、こうした東日本大震災における教訓等を踏まえまして、本規定に基づき、障害者に対する防災、防犯に関する普及啓発、非常用電源等の確保、また災害等の非常事態を想定した支援体制の整備。いわゆる要援護者名簿につきましても、重度でなければ登載できないといった市町村も多くあります。見直しも必要と思います。また、福祉避難所も数が足りない等々、そうした整備などが促進されることを期待いたしております。

・第177回国会参議院内閣委員会議録（平成23年7月28日）

○糸数慶子君

次に、衆議院の修正によりまして、第二十六条に防犯及び防災に関する規定が新設されておりますが、この規定を新設した趣旨について修正案提出者にお伺いをしたいと思います。同規定の新設を受けて、また政府としてどのような施策を講じるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員（高木美智代君）

御存じのとおり、障害者は、災害や犯罪に巻き込まれた際に情報の伝達不足や移動が困難であるなどの理由によりましてその被害が深刻化する傾向にあり、より一層手厚い対策や支援を必要とする場合が多いと考えられます。

そこで、本修正案におきまして防災及び防犯に関する規定を新設し、障害者が地域において安全に安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて防災及び防犯に係る施策を講ずることを国や地方公共団体に義務付けることとしたところでございます。

今般の東日本大震災では、……被災した障害者が周囲に障害を理解されずに避難所で孤立をしたり、安否確認が遅れ支援が十分に行き届かなかつたりするなど、様々な課題が浮き彫りになったと認識をしております。

今後は、こうした東日本大震災における教訓等を踏まえ、本規定に基づき、障害者に対する防災、防犯に関する普及啓発、また非常用電源等の確保、災害等の非常事態を想定した支

援体制の整備などが促進されることを期待をしております。例えば、要援護者名簿も市町村によっては重度の障害者しか登録できないというところもあります。この要件の緩和、また福祉避難所の不足に対する対応、在宅避難者の孤立に対する対応等々、多くの改善策をこれから求めてまいりたいと思っております。

(12) 選挙に関する規定の趣旨 (28 条)

- ・ 第 177 回国会衆議院内閣委員会会議録 (平成 23 年 6 月 15 日)

○松本 (純) 委員 それでは、次の問題であります。政府提案の改正案第二十六条を新設している趣旨を政務官からお答えいただきたいと思っております。

○園田大臣政務官

第二十六条は、「選挙等における配慮」という規定でございます。

もう皆さん御案内のとおりでございますけれども、選挙等において投票を行う際に、障害者であることによってその円滑な投票の実施が妨げられるということがあってはなりません。そういったところから、投票所におけるバリアフリーの確保であるとかあるいは投票所へのアクセス、こういった支援等、障害者に配慮した必要な施策というものが講じられるということは極めて重要なことではないかというふうに考えた次第でございます。

このような観点から、この改正案におきましては、選挙等において、障害者が円滑に投票ができるようにするため、投票所の施設または設備の整備等を講ずる旨の条文を新たに設けさせていただいた次第でございます。

(13) 司法に関する規定の趣旨 (29 条)

- ・ 第 177 回国会衆議院内閣委員会会議録 (平成 23 年 6 月 15 日)

○松本 (純) 委員

次に、司法手続について園田政務官にお伺いをしたいと思います。政府提案の改正案第二十七条を新設している趣旨及びその理由についてお伺いいたします。

○園田大臣政務官

司法手続が適正に行われるということのためには、まず、当該手続の対象となる方々のさまざまな権利が円滑に行使されるということが必要不可欠であるのは当然のことでございます。

特に、障害者の方々がその特性、この条文上は「特性に応じた」というふうにかかせていただいておりますけれども、目の不自由な方、耳の不自由な方、さまざまな特性の方々がいらっしゃいます。そういった方々が司法手続の対象となった場合、その権利の行使に当たっては、障害者でない方との比較においてやはり不利なことにならないようにする必要があるのではないかというふうに考えております。

例えば、手話通訳者であるとかあるいは要約筆記者、これは国会でもお取り組みをいた

いているところがございますけれども、盲聾通訳者やあるいは知的障害者等への説明の立ち会い、そういったところも示すわけがございますけれども、意思疎通の手段をやはりきちっと位置づける必要があるのではないかというふうに考えております。

この改正案におきましては、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段が確保されるよう配慮するとともに、司法手続の関係職員に対する研修、こういったところも含めて必要な施策を講ずる旨を条文の中に新たに設けさせていただきました。

(14) 障害者政策委員会設の構成（32条）

- ・第177回国会衆議院内閣委員会会議録（平成23年6月15日）

○大島（敦）委員

第三十一条第二項、修正案では第三十三条第二項後段の規定の趣旨は、単に政策委員会がさまざまな障害者の意見をヒアリングできる体制にすべきということではなく、政策委員会の委員自体が多数の障害者を含む構成にすべきであると理解してよいでしょうか。

また、三十四条第二項そして第五項、修正案では第三十六条第二項そして第五項も同趣旨と理解してよろしいでしょうか。

○園田大臣政務官

障害者政策委員会の委員につきましては、政府案の第三十一条第二項前段におきまして、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する旨を規定させていただいております。また、同項の後段におきましては、委員の任命に当たっては、さまざまな障害者の意見を聞き、障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるように配慮する旨を規定させていただいたところがございます。

障害者施策につきましては、調査審議等を行うに当たりまして、障害者の意見を聞き、そして障害者の実情を踏まえた審議ができるようにすることは私どもも大変重要であるというふうに考えておるところでございます。この目的が達成されますように、委員の任命に当たりましては、御指摘の観点を踏まえまして、委員の選定や委員の構成のバランスを含めて考慮した上で、任命権者である内閣総理大臣が総合的に判断していくことになるかと考えております。

また、地方公共団体に置かれます合議制の機関につきましても、これまた同様でございます。政府案第三十四条第二項及び第五項に基づいて、任命権者である地方公共団体の長が判断するというようになっております。

(15) 付則

- ・第177回国会参議院内閣委員会会議録（平成23年7月28日）

○桜内文城君

附則の二条二項で、「国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、」というふうなくだりがございます。ここが修正で追加になったところなんです、具体的にどういった意味なんですかと内閣府の方に尋ねましたところ、基本的には、精神障害者の方々がなかなか外に出られないケースとか、そういったことがあるのを改善したいということだとお伺いしました。それはそれで確かに、特に基本的人権という観点でいえば重要なことだとも思うんですが、……精神障害と申しますか、精神異常によって犯罪も幾つか、こうやって重大な犯罪が起こったりしているところでもありまして、そういった犯罪予防的な観点からこの規定についてどのように考えればよろしいのか、お考えをお聞かせください。

○衆議院議員（高木美智代君）

この附則第二条第二項につきましては、国に対し、障害者が自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえまして、保健と医療と福祉の連携の確保、その他障害者に対する支援体制の在り方につきまして検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを求めるものでございます。

委員御指摘の精神障害者の問題につきましては、受入先がない等の社会的な要因によりまして、入院による治療の必要性がないにもかかわらず引き続き入院生活を送ることを余儀なくされる、いわゆる社会的入院の問題等について検討し、そうした方々の地域生活への移行を進めることが想定されております。入院による治療が必要な方の入院まで否定するものではありません。

7 内容

1 目的（法第1条関係）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした。衆議院の修正により、「かけがえのない」という文言が追加された。

2 定義（法第2条関係）

（1） 障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとした。

（2） 社会的障壁の定義を、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障

壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとした。

3 地域社会における共生等（法第3条関係）

前記1の目的に定める社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

(1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4 差別の禁止（法第4条関係）

(1) 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(2) 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって(1)の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(3) 国は、(1)の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5 国際的協調（法第5条関係）

1の目的に定める社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

6 国及び地方公共団体の責務（法第6条関係）

国及び地方公共団体は、1の目的に定める社会の実現を図るため、上記3から5までに定める基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

7 国民の理解（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

8 国民の責務（法第8条関係）

国民は、基本原則にのっとり、1に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

9 障害者週間（法第9条関係）

(1) 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、

経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

(2) 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

10 施策の基本方針（法第 10 条関係）

(1) 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

11 障害者基本計画等（法第 11 条関係）

(1) 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(3) 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、30 の（1）の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(4) 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、30 の（3）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

12 医療、介護等（法第 14 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

(3) 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

13 教育（法第 16 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である 児童及び

生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

(3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

(4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

14 療育（法第 17 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

15 職業相談等（法第 18 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、(1)に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

16 雇用の促進等（法第 19 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

(2) 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

17 住宅の確保（法第 20 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

18 公共的施設のバリアフリー化（法第 21 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

19 情報の利用におけるバリアフリー化等（法第 22 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用等の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

20 相談等（法第 23 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

21 文化的諸条件の整備等（法第 25 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

22 防災及び防犯（法第 26 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

23 消費者としての障害者の保護（法第 27 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない

い。

(2) 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

24 選挙等における配慮（法第 28 条関係）

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

25 司法手続における配慮等（法第 29 条関係）

国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

26 国際協力（法第 30 条関係）

国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努める。

27 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（法第 31 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

(3) 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

28 障害者政策委員会の設置（法第 32 条関係）

(1) 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

(2) 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

①障害者基本計画に関し、11 の（2）に規定する事項を処理する。

②①に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べる。

③障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。

(3) 内閣総理大臣又は関係各大臣は、③の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

29 政策委員会の組織及び運営（法第 33 及び 34 条関係）

- (1) 政策委員会は、委員 30 人以内で組織する。
- (2) 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- (3) 政策委員会の委員は、非常勤とする。
- (4) 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (5) 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、(4) に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

30 都道府県等における合議制の機関（法第 36 条関係）

(1) 都道府県（指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

①都道府県障害者計画に関し、11 の（3）に規定する事項を処理する。

②当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する。

③当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(2) (1) の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮されなければならない。

(3) 市町村（指定都市を除く。以下同じ。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

①市町村障害者計画に関し、11 の（4）に規定する事項を処理すること。

②当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

③当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

8 コメント

改正事項としては、①障害者概念の明示、②地域社会における共生の確保と意思疎通手段の選択機会の保障、③社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮、④障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策、⑤内閣府に置かれた障害者政策委員会を設置し、

地方においても、同様の審議会を設置することである。

施行期日：平成 23 年 8 月 5 日から。ただし、「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- (1) 障害者概念に関する質問が多かった。障害を、社会的モデルを基本に、社会参加等の制限や制約が障害者個人にあるのではなく、機能障害と社会的障壁の相互作用によって生じるものと理解することは、従来のとらえ方とは異なっている。また、発達障害は明記せず、精神障害の中に発達障害を包含した点の意義は小さくない。
- (2) 「可能な限り」という文言がいくつかの規定で見られるが、消極的にすぎるのではないかとの発言が多い。障害の度合いや本人の希望などに応じて適切な支援や確保が困難な場合も想定しており、消極的ではなく、最大限努力するという意味を示すとこのことである。基本的方向性や方針を示す基本法であるから、仮にそのような文言が無くても、同様ではないだろうか。
- (3) 「障害者の福祉増進」という文言が目的から削除されているが、「共生する社会の実現」に含まれているとされている。この点は、障害者を福祉施策の客体としてのみとらえるような印象を与える表現を用いないことと関連するか、検討が必要となる。
- (4) 東日本大震災の関連で、障害者と防災・災害対策についての質疑も多かった。災害時要援護者の仕組みとの関連づけが必要となる。

9 本改正による地方自治法への影響（地方自治法 202 条の 3）

基本法であるため、その内容の全般が、地方公共団体の基本施策に影響を与えることになる。

都道府県等における合議制の機関（法第 36 条関係）が、都道府県・政令指定都市では地方障害者施策推進協議会が設置されているが、その名称等の変更が必要となる（→地方自治法 202 条の 3）。

市町村（1732 団体）では、そのうち、同協議会が半数弱設置（751 団体）されており、条例によるもの（244 団体）が、そうでないもの（557 団体）がとなっている。新たな条例を制定する必要のある市町村が多い。また、市町村で障害者計画を定めていないものも、62 自治体ある。（地方公共団体における障害者計画の策定状況等について（平成 22 年 3 月 31 日現在）内閣府調べ）。また、そのうちの障害者比率をどのように設定するのも課題である（国の政策委員会・上記審議会について、第 2 次意見では半数以上が示されていた。）。

上記の市町村における審議会の設置条例の制定が義務付けられたが、この合議制機関の構成については、今後、注意する必要がある。